

# 長崎大学ソーシャルメディアガイドライン

令和元年10月29日

学 長 裁 定

## ガイドライン策定の目的

情報発信及びコミュニケーション手段としてソーシャルメディアが広く普及しています。その中で長崎大学は、学生・教職員等が個人の責任において行うコミュニケーション活動を尊重しています。しかし、社会に向けて容易に発信できるソーシャルメディアの特性が、時に意図しない社会問題を引き起こし、発信者本人も含め、様々な関係者に多大な影響を与えることがあることを認識しなければなりません。

長崎大学では、学生・教職員等が各ソーシャルメディアの特性を認識し、適切に利用することを目的に本ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、業務又はプライベートにかかわらず、各ソーシャルメディアを利用する行為を対象とします。

## 定義

ソーシャルメディアとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信してコミュニケーションを形成していくメディアを言います。

ソーシャルメディア例

Twitter、Facebook、LINE、Instagram、YouTube

## 利用にあたっての心得

### 1. 法令遵守

ソーシャルメディアの利用や情報発信の際は、日本国の法令を遵守してください。また、海外渡航中など国外においては、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

### 2. 知的財産権の保護

情報発信に際しては、文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他の著作物等の取り扱いに注意し、著作権、肖像権、商標権などの他人の権利や利益を不当に侵害することのないよう関連する法令を遵守してください。

### 3. 守秘義務・機密保持

大学や附属学校で知り得た研究や業務情報など守秘義務を要する情報を許可なく、ソーシャルメディアで発信することがないようにしてください。また、アルバイト先やインターンシップ先など学外での活動も同様です。

### 4. 人権の尊重

ソーシャルメディアの双方向性をよく理解し、自分と異なる意見や考え方を認め、各ソーシャルメディアサービスの利用規約を遵守した上で発信してください。

### 5. 正確な情報発信

正確な情報発信に努め、自分が掲載した内容には責任を持ってください。また、発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに情報を訂正してください。

### 6. プライバシー保護

個人情報を登録・公開する際は、各ソーシャルメディアの利用規約を十分に検討した上で、自身の個人情報保護に努めてください。また、第三者の特定につながる情報を発信する場合は、相手の同意を得た上、自身の発信する内容によって他人のプライバシーを侵害しないよう注意してください。

### 7. 拡散性と影響力の認識

発信した情報は様々な形で拡散される可能性があり、一度公開した情報は完全には削除できません。また、社会に対して少なからず影響を与えることも十分に認識し、投稿内容に責任を持ちましょう。

特に長崎大学の教職員、学生であることを明らかにした上で情報発信を行う場合は、自身の発言、行動が大学の意見・見解を代表、代弁するものでないことを必ず明記してください。

### 8. 大学による調査

ソーシャルメディアを使用した結果、長崎大学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合は、関係機関と協議調整の上、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。